

暴力の臨界と平和主義

教育再生から憲法9条まで

同志社大学 神学部 小原克博 (こはら・かつひろ)

<http://www.kohara.ac/>, e-mail: katsuhiko@kohara.ac

Index

- 戦争の歴史的展開
 - 戦争の原因
 - キリスト教と戦争論
 - 20世紀の世界戦争の傷跡
 - ポスト冷戦時代の紛争
- 「暴力」と「平和」への洞察と現代の諸問題
 - 「暴力」と「平和」の定義、二種類の「暴力」「平和」
 - 近代日本における道徳と宗教
 - 日本国憲法における平和主義、9条をめぐる議論
- まとめ

はじめに

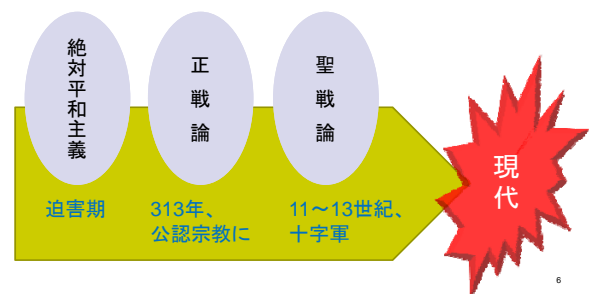
- 暴力の「臨界」とは？
 - 臨界: 原子炉で核分裂連鎖反応が継続している状態
 - 臨界事故: 臨界状態を制御できなくなって生じる事故
 - 「暴力」も「臨界点」を超えて連鎖反応を起こしたり、それを制御できなくなる場合がある。
 - 平和構築は暴力の連鎖を抑える「制御棒」の役割を果たす。
- 暴力と平和の二分法
 - 暴力を「外部化」することは、問題の本質を隠蔽することにつながる。

戦争の歴史的展開

戦争の原因

- 考古学・文化人類学の立場からは、戦争には次の二つの要因がある。
 - 経済的要因
 - 思想的要因
- 「平和」のための戦争？
 - 「秩序」の拡大を求める(理念と実益の視点から)
 - 例: Pax Romana, Pax Americana
 - 共和制、自由、民主主義、等の拡大を求める
- 現代の戦争の原因は、一元的に考えることはできない。単純化された原因は真実を隠蔽する。 5

キリスト教と戦争論



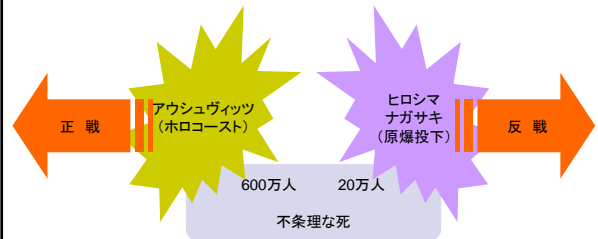
現代キリスト教における戦争論

- 絶対平和主義 (pacifism)
 - 絶対平和主義を掲げる少数教派のほか、絶対平和主義を実践した人物として、次のような人々がいる。マハトマ・ガンジー、キング牧師、内村鑑三
- 正戦 (just war) 論
 - 近代西洋において国際法の一部に組み込まれ、また欧米の多くのクリスチャンによって支持されている。
- 聖戦 (holy war) 論
 - 米国の宗教右派勢力の中にはアフガン空爆やイラク戦争をイスラームに対する聖戦と見なす者がいる。



7

20世紀の世界戦争の傷跡



8

ポスト冷戦時代の紛争

国家(群)の間の利害・イデオロギーの衝突を原因とする戦争



民族・宗教・文化の衝突が関与する戦争

- 現代世界における紛争・戦争を説明するための概念的枠組み
 - 文明の衝突 (S. ハンチントン)
 - 世俗主義と原理主義の対決



9

「暴力」と「平和」への洞察と現代の諸問題



10

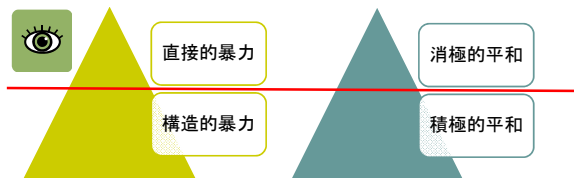
「暴力」と「平和」の定義

- J. ガルトゥングによる「暴力」の定義
 - 「ある人に対して影響力が行使された結果、その人が現実に肉体的、精神的に実現し得たものが、その人のもつ潜在的実現可能性を下回った場合、そこには暴力が存在する」(『構造的暴力と平和』5頁)。
 - このような暴力を「**構造的暴力**」と呼び、それに対応する平和を「**積極的平和**」と呼ぶ。
- 構造的暴力の例
 - 独裁国家、絶対的な貧困状態、差別社会



11

二種類の「暴力」「平和」



- 戦争のない (= 戦死者のいない) 日本は「平和」か？
 - 増加する様々な「死者」: 殺人、自殺、人工妊娠中絶



12

近代日本における道徳と宗教

国体イデオロギー

国民道徳と宗教が一体となって機能した。ただし、後者の価値は前者を基準にして計られた。

西洋的価値

【公的領域】

国民道徳

神社(国家)神道、教育勅語

【私的領域】

宗教

教派神道、仏教、キリスト教

13

日本国憲法における平和主義

● 前文

- 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、**専制と隷従、圧迫と偏狭**を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく**恐怖と欠乏**から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
- 日本国憲法における「平和」は「**構造的暴力**」を射程に入れた「**積極的平和**」である。

14

憲法9条

● 第9条【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】

- (1) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、**永久にこれを放棄する**。
- (2) 前項の目的を達するため、**陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない**。国の交戦権は、これを認めない。

15

憲法9条の改定をめぐる議論

- 理念(9条)と現実(自衛隊)のギャップをいかに埋めるか？
 - ① 現実を理念に合わせる(九条の会)。
 - ② 理念を現実に合わせて(自民党「集団的自衛権」「自衛軍」)。
 - ③ 現状を維持する。矛盾した関係をそのまま引き受けろ。

16

まとめ

- **平和主義**を、他の戦争類型(正戦論、聖戦論)との関係において、その有効性と意義を位置づける(**再解釈**する)必要がある。
- 暴力・紛争の原因を、暴力的な集団へ「**外部化**」し、また特定の集団を「**例外視**」することは問題解決につながらない。どのような要因が暴力を引き起こしているのか(**構造的暴力**)についての冷静な分析が求められる。近代日本の事例も教訓となる。

17